

阿賀町土砂災害ハザードマップに関する Q&A

Q 1) 阿賀町土砂災害ハザードマップには、どのような情報が記載されているのですか？

また、どのように活用したらよいのですか？

A 1) 阿賀町土砂災害ハザードマップは、新潟県が実施した砂防基礎調査で、「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などの警戒区域や特別警戒区域、地域の避難所等を記載していますが、自分の住んでいる地域の危険箇所や、避難方法、避難経路について家族や地域で話し合ってもらおうためのマップです。

Q 2) 危険箇所はどのようなところが指定されているのですか？

また、町内には危険箇所は何箇所あるのですか？

A 2) 町内の危険箇所数は 293 箇所です。人家等に影響のある場所の基礎調査を実施した警戒区域指定数は 351 箇所（イエローゾーン）、そのうち特別警戒区域（レッドゾーン）は 202 箇所指定されています。いずれも、平成 27 年 3 月に指定完了しています。また、指定条件は以下のとおりです。

■ 急傾斜 （阿賀町：警戒区域 129 箇所、うち特別警戒区域 96 箇所）

- ・ 傾斜が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

■ 土石流 （阿賀町：警戒区域 174 箇所、うち特別警戒区域 106 箇所）

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

■ 地すべり （阿賀町：警戒区域 48 箇所）

- ・ 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりする恐れのある区域）
- ・ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250m を越える場合は 250m）の範囲内の区域。また、特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制や家を建てる場合などの構造規制、あまりにも危険と判断した場合には移転勧告等が図られます。

Q 3) 土砂災害ではどのようなことに注意すればよいのですか？

A 3) 土砂災害は地震などの災害とは違い、台風などによる大雨や局地的豪雨、前線の影響による長雨が原因となることが多くみられます。天気予報や雨量等に注意し、早めに避難することが重要で、地区の避難所だけでなく身内や知人宅などの安全な場所へ身を寄せる事も災害から身を守る方法です。その場合は区長さん等に一声かけてください。

Q 4) 避難は誰が指示してくれるの？また、どこへ避難すればいいのですか？

A 4) 土砂災害の前兆現象があった場合、家族や地域で安全な場所へ自主避難する必要や、町から発令する避難情報に注意して避難してください。

■ 町が発令する避難情報

- ・ 避難準備情報…避難に時間を要する方が避難行動を開始する目安です。
- ・ 避難勧告……………通常避難ができる方が避難行動を開始する目安です。
- ・ 避難指示……………非常に危険な状態で直ちに避難行動を開始する目安です。

Q 5) 土砂災害が発生した場合、また土砂災害の前兆現象があった場合、どこへ連絡すればいいのですか？

A 5) 町役場へ連絡してください。

台風などにより、気象警報が発令されている場合や、警報が発令される恐れがある場合、また、震度 4 以上の地震が発生した場合は、職員が町役場に待機しています。

Q 6) 警戒区域や特別警戒区域に指定されていない場所は安全ですか？

A 6) 警戒区域や特別警戒区域は、人家等に危害の恐れのある区域を重点的に調査対象とし、地形（高さや傾斜）を根拠に指定されています。

警戒区域外でも、地質や雨量により土砂災害の発生する可能性は十分に考えられるため、区域外だから必ず安全と言う事ではありません。

Q 7) 避難勧告や避難指示がでたら必ず避難しなければならないのですか？

A 7) 気象状況などを十分に注意し、早目に安全な場所へ避難することを心がけましょう。

万が一危険な状況が見られるような状況には、無理な避難をせず、家の中でも土砂災害の発生する恐れのある場所から一番遠い 2 階の部屋などに移動するなど、安全を確保しましょう。